

火災などの災害により 住宅に被害を受けた場合には 給食費が一定期間無料になります

火災や地震、水害などの災害により、学校給食費を負担する保護者が居住している住宅が被害を受け、その損害の程度が10分の5以上であると認められた場合に、申請いただくことで、一定期間の給食費を無料とします。

01 対象となる給食費

災害により被災した日の翌月から、教育委員会が定める期間の給食費が対象です。
※生活保護制度や就学援助制度により学校給食費に関する援助を受けている期間及び、公立小学校給食費負担軽減制度や公立中学校給食費第3子以降無償化制度により給食費が無料となっている期間を除きます。

02 無料となる期間

住宅の損害の程度により、給食費が無料となる期間は以下のとおりです。

損害の程度	無料とする期間
全焼または全壊	12か月
半焼、半壊以上 全焼、全壊未満または 床上浸水	6か月

03 申請方法

- ①「木更津市学校給食災害による無償化申出フォーム」に必要事項を入力して送信してください。
- ②市公式ホームページから「木更津市学校給食災害による無償化申出書」をダウンロードして必要事項を記入し、り災証明書または火災証明書を添付して、学校給食課へ提出してください。
※申請いただかないと、給食費は無料となりませんのでご注意ください。

申出フォーム



<https://logoform.jp/form/2dPg/1552482>

市公式ホームページ



<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyushoku/1/1499.html>

04 申請期限

令和8年度の給食費無償化に係る申請期限
令和9年3月31日まで

05 申請先

〒292-8501
木更津市朝日3-8-1
木更津市役所 教育部 学校給食課

木更津市教育部 学校給食課 給食係
☎0438-23-8440 (受付時間 平日8:30~17:15)

